

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 の提出が必要です!!

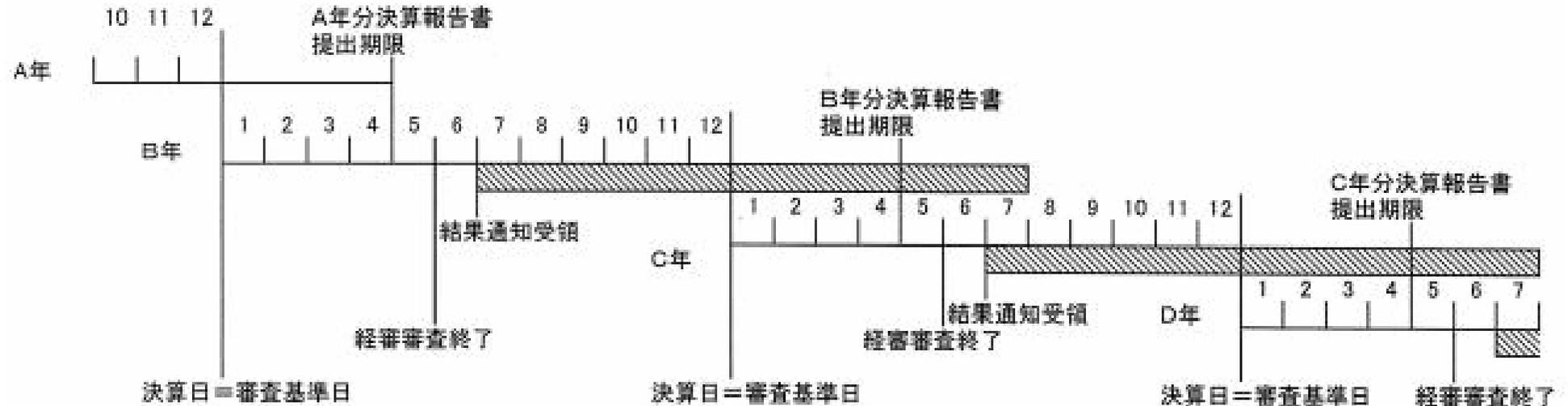
公共工事の入札に参加する事業者の方は、経営事項審査を受けなければなりません。(建設業法第27条の23)

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限が切れていないかご注意ください。
(有効期限は審査基準日(=決算日)から1年7ヶ月間です。)

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出について本町からは連絡いたしません。
有効期限が切れている場合は、落札をしても契約ができなくなりますので、各事業者の責任において競争入札参加資格審査申請以降、空白期間が生じないように毎年直近の決算期後の
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを本町に提出してください。

新たに経営事項審査を受審し、通知書が届いた際は、速やかに財政課契約用度係まで写しを提出してください。(郵送可)

経営事項審査有効期間のイメージ図



上記の図は、事業年度が1月1日から12月31日まででB年に初めて経営事項審査(経審)を受ける場合の例です。経営事項審査の結果通知書の受領時点から公共工事を請負うことが可能となります(図中の斜線部分)。結果通知の有効期限は、審査基準日(決算日)から1年7ヶ月です。経営事項審査の申請等の手続きが遅れ有効期間に空白が生じた場合には、公共工事を受注できない場合がありますので、営業年度終了後、決算が確定しましたら速やかに手続きをしてください。経営事項審査の結果通知までには、約1ヶ月かかりますので、公共工事を受注することができる期間を空白なく継続するためには、決算日から5ヶ月以内に経営事項審査を受けるようにしてください。